

別表第1 (ろ)(へ)(を)

建設区域		
区分	都道府県の区分	市町村等の区分
A	滋賀県	大津市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町及び甲良町
	京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町、井手町及び宇治田原町
	大阪府	全域
	兵庫県	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市及び猪名川町
	奈良県	一 橿原市、生駒市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町及び明日香村 二 奈良市の都市計画区域内
B	滋賀県	一 高島市 二 米原市及び長浜市の都市計画区域内
	京都府	一 笠置町、和束町及び南山城村 二 南丹市及び京丹波町
	兵庫県	加古川市、高砂市、明石市、三田市、小野市、加東市、篠山市、三木市、西脇市、加西市、稲美町及び播磨町
	奈良県	一 宇陀市、大淀町、吉野町、下市町及び山添村 二 五條市の都市計画区域内 三 奈良市の都市計画区域外
	和歌山県	一 和歌山市、海南市、橋本市、岩出市及び紀の川市 二 かつらぎ町の都市計画区域内
C	滋賀県	米原市及び長浜市の都市計画区域外
	京都府	舞鶴市、綾部市及び福知山市
	兵庫県	姫路市（家島地区を除く。）、相生市、赤穂市、たつの市、丹波市、淡路市、福崎町及び太子町
	和歌山県	有田市、湯浅町、紀美野町、九度山町
D	京都府	宮津市及び与謝野町
	兵庫県	一 宍粟市、朝来市、洲本市、南あわじ市、佐用町、上郡町、多可町、市川町及び神河町 二 姫路市（家島地区）
	奈良県	一 五條市の都市計画区域外 二 曾爾村、御杖村、東吉野村、川上村、野迫川村、黒滝村及び天川村

	和歌山県	一 かつらぎ町の都市計画区域外 二 高野町、御坊市、美浜町、由良町、広川町、有田川町、日高川町、日高町、印南町
E	京都府	京丹後市及び伊根町
	兵庫県	養父市
	和歌山県	一 田辺市、みなべ町及び上富田町の都市計画区域内 二 白浜町の都市計画区域及び準都市計画区域内
F	兵庫県	豊岡市、香美町及び新温泉町
	奈良県	上北山村、下北山村及び十津川村
	和歌山県	一 田辺市、みなべ町及び上富田町の都市計画区域外 二 白浜町の都市計画区域及び準都市計画区域外 三 新宮市、那智勝浦町、太地町、すさみ町、串本町、古座川町及び北山村

備考 この表に掲げる区域は、平成 22 年 3 月 21 日における行政区画によって表示されたものとする。(ろ)

別表第 2 出張旅費 (円/1 検査) (ほ)(へ)(る)(を)

(消費税込)

別表第 1 の 区分	A (日当とし て)	B (日当+交 通費とし て)	C (日当+交 通費とし て)	D (日当+交 通費とし て)	E (日当+交 通費+宿 泊費とし て)	F (日当+交 通費+宿 泊費とし て)
旅費	加算なし	5,400	7,500	13,000	61,600	71,900